

社会福祉法人 仙台ビーナス会
役員等報酬等基準

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台ビーナス会の理事、監事、評議員の報酬について、必要な事項を定める。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員の報酬は無報酬とする。

評議員には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

(役員報酬等)

第3条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

理事及び監事には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

(附 則)

この規程は、平成29年6月8日から施行する。